

第4回国と地方の協議の場（10月26日）

配付資料

- 「国庫補助負担金等改革の実現」
～地方が求める真の「三位一体の改革」～ …………… 1
- 谷垣財務大臣の経済財政諮問会議（平成16年10月22日）
提出資料に基づく地方交付税等の削減額試算…………… 8

（参考資料）

- 1 国直轄事業負担金…………… 13
- 2 道路特定財源の国・地方間の配分見直しの検討…………… 14
- 3 国と地方の歳出の伸びの比較…………… 15
- 4 最近における国と地方の予算（一般歳出）推移…………… 18
- 5 国家公務員数と地方公務員数の推移…………… 19

「国庫補助負担金等改革の実現」

～地方が求める真の「三位一体の改革」～

地 方 六 団 体

1 地方六団体の改革案提示に当たっての前提条件

(1) 補助金改革と税源移譲の一体的実施

【3兆円規模の税源移譲】

- ・政府は、概ね3兆円規模の税源移譲を実現できる改革案を取りまとめ、税源移譲と補助金の廃止を一体的に同時に実施すること。
- ・その際、あくまでも地方六団体の案を原則とすること。
- ・なお、平成16年度に行われた約1兆円の補助金削減に見合う税源移譲は、今回の地方六団体による改革案、すなわち3.2兆円の移譲対象補助金に対する税源移譲とは別に実施すべきである。

※骨太の方針2004(平成16年6月4日閣議決定)〔抜粋〕

- ・「全体像には、以下の点に留意しつつ、平成17年度及び平成18年度に行う3兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び交付税改革の方向を一体的に盛り込む。」
- ・「税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。」
- ・「国庫補助負担金の改革については、税源移譲に結び付く改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。」
- ・「税源移譲については、三位一体改革の一環として、平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施する。」

(2) 確実な税源移譲の担保

【補助金削減額と税源移譲額との関係】

- ・税源移譲を提案している補助金(移譲対象補助金)のうち、①地方財政法第10条関係の経常的なもの、②普遍的・経常的に行われる施設整備に関するもの、③災害の防止に関わる公共事業や福祉・教育に係るものについては、その全額(10割)を確実に税源移譲すること。
- ・移譲対象補助金のうち、地方財政法第16条関係の経常的なもので、地方公共団体の裁量により効率的な運営が可能となる事業に係るものについては、「骨太の方針2003」に基づき、8割に相当する額を税源移譲すること。

※骨太の方針2003(平成15年6月27日閣議決定)〔抜粋〕

- ・「税源移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。」

【公共事業関連の税源移譲】

- ・財源が建設国債である公共事業についても、国債の償還が国税で賄われる以上、補助金の廃止について税源移譲の対象とすること。

〔国の歳入総額の45%を国債(赤字国債37%・建設国債8%)が占めている現状において、公共事業についてのみ、建設国債が充当されているという事実だけで税源移譲の対象としない理由にはならない。〕

- ・廃棄物処理施設、公立学校施設、社会福祉施設、公営住宅等の施設整備事業については、その全額を税源移譲すること。

〔全国で普遍的・経常的に事業が行われ、毎年度の事業量の変動が少ないうえ、地方が引き続き行うべき事業であり、施設整備の規模や時期を地方が効率的に判断できるため。〕

(3) 地方交付税による確実な財源措置

【税源移譲後の確実な財源措置】

- ・税源移譲が行われても、移譲額が補助金削減額に満たない地方公共団体に対しては、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。
- ・このため、税源移譲に伴い財政力格差が拡大する財政力の弱い団体に対しては、地方交付税の財源調整、財源保障を強化して対応する必要があることから、地方財政全体としても、個別の地方公共団体においても、地方交付税の所要額を必ず確保すること。
- ・改革を行っている間は、昨年のような不合理な地方交付税等の地方一般財源の削減をしないこと。また、今般、谷垣財務大臣が経済財政諮問会議に提出した「当面の地方財政計画の改革について」は、国と地方の信頼関係を崩壊させるものであり、これを提案すること自体、断じて容認できない。→「別紙」参照
- ・所得税等の税源移譲に伴い地方交付税の原資が減少するため、別途、地方交付税の総額を確保すること。
- ・地方財政計画の見直しについては、地方における施策の取組みや決算状況の実態を踏まえ、投資から経常への需要構造の変化を的確に反映させること。

※骨太の方針2004(平成16年6月4日閣議決定)〔抜粋〕

- ・「地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行う。これらにより、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。」
- ・「財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴い財源措置すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ、地方交付税の算定等を通じて適切に対応する。」

(4) 施設整備事業に対する財政措置

【施設整備事業に対する万全の財政措置】

- ・ 廃棄物処理施設、公立学校施設、社会福祉施設、公営住宅など、住民生活に直結する施設整備事業については、地方債と地方交付税措置の組合せにより、万全の財政措置を講じること。

【個別の地方公共団体にとって臨時的かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各団体の財政規模も考慮しつつ、事業の円滑な執行を確保し、平準的な財政運営を可能とする措置が必要。】

(5) 負担転嫁の排除

【補助率切り下げ】

- ・ 生活保護費や児童扶養手当等の給付に係る国庫負担率を切り下げることとは、三位一体の改革とは無関係の単なる地方への負担転嫁であり、政府の代案たり得ない。

【新たな地方負担】

- ・ 国民健康保険関係の給付に係る国庫負担率を切り下げ、その分新たに都道府県の負担を求めることは、単なる地方への負担転嫁、つけ替えであり、政府の代案たり得ない。

(6) 新たな類似補助金の創設禁止

【補助金の統合・交付金化】

- ・ 複数の補助金を統合して交付金化することは、改革とは認めない。

【交付金化は、結局は国に権限と財源を残すものであり、地方の裁量が何ら拡大するものでない。また、事業費の決定が毎年度国の予算編成に委ねられる以上、継続的に財源が確保される保障がない。】

- ・ 地方がより効果的に事業を実施できるよう、政策誘導的な補助金は基本的に廃止し、税源を地方に移すべき。

【民間への補助金つけ替え】

- ・ 地方公共団体を通じて実施されている地域住民や中小企業等に対する国庫補助事業を廃止し、国から民間事業者等への直接補助に一方的に変更することは、補助金の単なるつけ替えであり、地方の役割を否定するものであることから、改革とは認めない。

(7) 地方財政計画の作成に当たっての地方の意見の反映

【地方財政計画作成に当たっての国と地方の協議】

- ・ 地方交付税は地方固有の財源であることから、その総額を決める地方財政対策、地方財政計画の作成に当たり、政府は、的確かつ迅速に情報提供を行うとともに、地方公共団体の意見を反映させる場を設けること。
- 既に総務大臣との協議の場が設置されたが、今後の真摯な対応を求める。

2 国による関与・規制の見直し等

【見直し案の具体化】

- ・ 政府は、「三位一体の改革」に併せて、国による地方自治への関与・規制の撤廃に取り組むこと。
(財務大臣も「国による関与・規制の見直しに関する具体的事例等について、政府の検討でも参考にすべきものと評価」されているところ)
- ・ 地方の事務に係る法令の制定等に対して地方の意見を反映するため、国と地方の調整システムを構築すべき。
- ・ 政府は、地方六団体の提案を踏まえ、関与・規制の見直しに向けた具体的な手順及びスケジュールを「改革の全体像」に盛り込むこと。

※骨太の方針2004(平成16年6月4日閣議決定)〔抜粋〕

- ・ 「地方分権改革推進会議等の成果を踏まえ、「地域主権」の推進を図るため、国の過度の関与が地方の主体的な決定や創意工夫ある行財政改革への取組の支障とならないよう、必置規制や義務付け等、国による地方公共団体への規制の廃止や大幅な緩和を図るとともに、条例で定めることができる範囲の大幅な拡大等を通じて、地方の裁量権を拡大する。」
- ・ 「国庫補助負担金の改革については、税源移譲に結び付く改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。併せて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進する。その際、国の関与・規制の見直しを一体的に行うことが重要である。」

3 今後の進め方について（政府案の取りまとめ、地方との協議）

【政府案の取りまとめ】

- ・政府は、「改革の全体像」の決定及び今後の予算編成に当たっては、上記に確認したとおり、地方六団体の改革案の趣旨を盛り込んだ政府案を策定すること。

※骨太の方針2004（平成16年6月4日閣議決定）〔抜粋〕

- ・「地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やすとともに、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築につながるよう、平成18年度までの三位一体の改革の全体像を平成16年秋に明らかにし、年内に決定する。その際、地方の意見に十分耳を傾けるとともに、国民への分かり易い説明に配慮する。」

※小泉総理大臣・国会答弁（平成16年10月14日参議院本会議）

- ・「三位一体の改革については、関係大臣に地方団体の補助金改革案を真摯に受け止めて積極的に取り組むように明確に指示したところであります。しかし、この明確の指示を何か勘違いしている大臣も中にはいかねませんものでありますので、今後ともよく注意して、大臣が改革に邁進するように強くこれからも指示をしたいと思っております。」



【地方六団体との協議】

- ・国庫補助負担金等改革に関する政府案を取りまとめた後、あらためて「国と地方の協議の場」を設定し、地方六団体の意見を十分に反映した上で、閣議決定等を行うこと。

【地方交付税関連の協議】

- ・地方交付税や地方財政計画に関する改革についても、「国と地方の協議の場」など地方六団体の代表が出席する場において議論すること。

〔地方交付税に係る改革案などの重要な検討事項を「国と地方の協議の場」において協議せず、地方の代表が出席しない経済財政諮問会議等において一方的に検討・決定することは、断じて認められない。〕

【第2期改革の必要性】

- ・「三位一体の改革」は、平成18年度までをもって終了させるのではなく、平成19年度以降（平成19～21年度）も改革を迅速かつ着実に実施していく必要がある。政府においても、その必要性を確認し、具体的な内容を早期に明らかにすること。

以上

谷垣財務大臣提出資料（平成16年10月22日） 「当面の地方財政計画の改革について」の問題点

1 地方交付税は地方の固有財源

地方交付税は、地方の固有財源。財務大臣はまるで国の出先機関の歳出予算を査定するかのごとく、別法人である地方公共団体の歳入削減を一方的に論じているが、これは憲法で保障された「地方自治の本旨」を無視するもの。

地方交付税は、「国が地方に代わって徴収する地方税」であり、通常の歳出予算に関する査定議論と同列に論じられるべきものではない。

2 国と地方の基本的な信頼関係を破壊するもの

我々地方が政府とぎりぎりの折衝を行っている今回の補助金改革案でさえ、当面のフレームは3兆円規模であるのに対し、財務大臣が提示する地方財政計画の改革は、いきなりこの2倍以上の7～8兆円の地方交付税を純減する非現実的な提案。

また、予見可能性を高めることにより、地方自治体の安定的な財政運営を確保する中期的な地方財政ビジョンに関する財務大臣の否定的な見解は、地方自治体の自助努力や地方自治の重要性等を全く考慮しないもの、地方に対する根本的な不信の現れ。

3 「骨太の方針2004」の閣議決定を公然と無視するもの

「骨太の方針2004」では、「地方交付税については、地方団体の改革意欲を削がないよう、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方の歳出を見直し、抑制する。」とされているが、歩調を合わせるべき国の歳出見直しに言及することなく、7～8兆円の地方交付税の削減のみを提案。

また、こうした地方交付税の削減は、骨太方針の「地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行う。これらにより、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。」ことにも反するもの。

4 平成16年度政府予算に対する財務大臣の無責任な姿勢

平成16年度の地方財政計画は、内閣が国会に提出し議決を経た平成16年度政府予算と一体のもの。この地方財政計画に不適切な過大計上(7~8兆円)が存在するということを、内閣の一員であり、予算編成の責任者でもある財務大臣が、国会の審議終了後に手のひらを返したように主張するということは、地方のみならず、国会および国民に対する責任問題。

5 地方不信を植えつけようとする誤った世論誘導

「(地方公務員給与は) 国家公務員を上回る水準に過大計上」とか、敬老祝い金等、交付税による財源保障の対象となっていない事業を「交付税による財源保障が疑問と思われる事業」として例示するなど事実を歪曲する表現を多用し、誤った世論形成をしようとすることは残念。

少子化、過疎化等に悩む個別の地方自治体の事情や地域住民の切実な思い、これに見合う他の歳出を切り詰める団体毎に異なる歳出削減努力等を一切無視した上で、一刀両断で無駄と切り捨てる官僚的かつ中央集権的な発想の現れ。

財務大臣は、国家財政の責任者として、正々堂々と地方交付税のあるべき姿を議論すべき。

谷垣財務大臣の経済財政諮問会議（平成16年10月22日）提出資料
に基づく地方交付税等の削減額試算

全国知事会 試算
平成16年10月26日

- 平成16年度の地方交付税（臨時財政対策債を含む）は、昨年末に一方的かつ大幅な削減（▲約2.9兆円、▲12%）が行われ、各地方自治体においては、基金の取り崩しやさらなる経費削減努力等といった、まさに血の滲むような思いで予算編成を実施。
- このことは、国と地方の信頼関係を大きく損なうこととなったものであり、我々地方六団体は、平成16年度の地方交付税の削減は、既に平成17年度・18年度の地方交付税削減分を前倒しで実施したともいえるものであり、これ以上かかる不合理な地方交付税の削減は行われるべきではないと、再三にわたって主張してきたところ。
- しかるに、財務大臣においては、平成17年度・18年度において、さらに7.8兆円もの大幅な地方交付税の削減を行うことを提案。
- 7.8兆円もの地方交付税削減が行われた場合の地方自治体への影響を推計してみると、
 - ① 都道府県では1団体当たり約913億円（1団体当たり地方交付税総額約2400億円の約38%）
 - ② 市町村では1団体当たり12億円（1団体当たり地方交付税総額約30億円の約40%）が削減されることとなる。
- ちなみに、京都府の例を見ると、
 - ① 京都府削減額 約820億円
（地方交付税総額約2200億円の約37%）
 - ② 市町村分削減額 約810億円
（地方交付税総額約2100億円の約39%）1市町村当たり55億円の交付税配分額に対し、約21億円の削減
- 財務大臣の主張では、これらは全く無駄な歳出であり、これに伴う行政サービスの水準低下は、住民が甘受すべきものとしているが、到底容認できるものではない。

普通交付税額＋臨財債の対前年度減少額

<道府県分>

(単位:億円)

	(参考) 16年度		平成17年度	平成18年度	削減額	(備考) 削減額/配分額
	交付税＋臨財	増減額	増減額	増減額		
北海道	7,888	-866	-1,207	-1,207	-2,414	2400/7900
青森	2,600	-232	-323	-323	-647	650/2600
岩手	2,704	-303	-422	-422	-845	850/2700
宮城	2,152	-316	-440	-440	-881	880/2100
秋田	2,404	-316	-440	-440	-881	880/2400
山形	2,188	-277	-385	-385	-769	770/2200
福島	2,706	-317	-443	-443	-886	890/2700
茨城	2,284	-494	-689	-689	-1,377	1400/2300
栃木	1,863	-291	-406	-406	-811	810/1900
群馬	1,859	-207	-289	-289	-577	580/1900
埼玉	3,283	-534	-744	-744	-1,489	1500/3300
千葉	2,968	-386	-539	-539	-1,079	1100/3000
東京	1,344	-544	-758	-758	-1,516	
神奈川	2,493	-543	-757	-757	-1,514	1500/2500
新潟	3,253	-396	-552	-552	-1,104	1100/3300
富山	1,669	-271	-378	-378	-755	760/1700
石川	1,657	-226	-316	-316	-633	630/1700
福井	1,557	-200	-277	-277	-555	560/1600
山梨	1,581	-207	-289	-289	-577	580/1600
長野	2,768	-290	-404	-404	-808	810/2800
岐阜	2,232	-288	-401	-401	-803	800/2200
静岡	2,143	-485	-675	-675	-1,349	1300/2100
愛知	1,585	-655	-913	-913	-1,826	
三重	1,857	-356	-496	-496	-992	1000/1900
滋賀	1,520	-282	-393	-393	-786	790/1500
京都	2,195	-294	-410	-410	-820	820/2200
大阪	3,841	-669	-932	-932	-1,865	1900/3800
兵庫	4,568	-406	-566	-566	-1,132	1100/4600
奈良	1,734	-269	-376	-376	-753	750/1700
和歌山	1,901	-250	-347	-347	-694	700/1900
鳥取	1,542	-160	-223	-223	-446	450/1500
島根	2,101	-217	-302	-302	-605	600/2100
岡山	2,137	-358	-499	-499	-998	1000/2100
広島	2,518	-384	-537	-537	-1,073	1100/2500
山口	2,172	-228	-318	-318	-636	640/2200
徳島	1,651	-177	-247	-247	-493	500/1700
香川	1,428	-191	-266	-266	-532	530/1400
愛媛	2,080	-258	-360	-360	-719	720/2100
高知	1,974	-228	-318	-318	-636	640/2000
福岡	3,495	-322	-449	-449	-898	900/3500
佐賀	1,632	-202	-283	-283	-566	570/1600
長崎	2,597	-213	-297	-297	-594	600/2600
熊本	2,541	-302	-421	-421	-842	840/2500
大分	2,126	-248	-346	-346	-691	700/2100
宮崎	2,175	-230	-321	-321	-641	640/2200
鹿児島	3,060	-302	-421	-421	-842	840/3000
沖縄	2,094	-218	-304	-304	-608	610/2100
合計	112,118	-15,408	-21,478	-21,478	-42,955	

* 都道府県平均で913億円の削減になっている

(注) 臨財債は不交付団体に係るものも計上している。

普通交付税額＋臨財債の対前年度減少額

<市町村分>

(単位:億円)

	(参考) 16年度		平成17年度	平成18年度	削減額	1市町村当たりの平均削減額(削減額/配分額)		
	交付税＋臨財	増減額	増減額	増減額		(平成16年度)	(⑰)＋⑱合計	(16. 10. 25)
北海道	8,320	-878	-1,225	-1,225	-2,450	-4/39	-12/39	212
青森	1,933	-190	-265	-265	-530	-3/29	-8/29	66
岩手	1,969	-193	-270	-270	-541	-3/34	-9/34	58
宮城	2,095	-265	-369	-369	-739	-4/30	-11/30	69
秋田	1,800	-162	-226	-226	-452	-2/26	-7/26	69
山形	1,526	-128	-178	-178	-357	-3/35	-8/35	44
福島	2,070	-273	-380	-380	-761	-3/23	-8/23	90
茨城	1,714	-364	-507	-507	-1,015	-5/22	-13/22	79
栃木	899	-184	-256	-256	-513	-4/18	-10/18	49
群馬	1,309	-226	-315	-315	-630	-3/19	-9/19	69
埼玉	2,170	-645	-899	-899	-1,798	-7/24	-20/24	90
千葉	1,877	-487	-679	-679	-1,358	-6/24	-17/24	79
東京	3,075	-1,104	-1,539	-1,539	-3,077	-28/79	-79/39	39
神奈川	1,861	-607	-846	-846	-1,692	-16/50	-46/50	37
新潟	2,623	-244	-340	-340	-680	-2/27	-7/27	98
富山	922	-111	-156	-156	-312	-3/26	-9/26	35
石川	1,167	-87	-121	-121	-243	-2/32	-7/32	36
福井	663	-85	-118	-118	-237	-3/20	-7/20	34
山梨	885	-97	-135	-135	-270	-2/19	-6/19	47
長野	2,550	-225	-314	-314	-627	-2/22	-5/22	117
岐阜	1,643	-220	-307	-307	-613	-3/22	-8/22	75
静岡	1,284	-394	-549	-549	-1,098	-6/19	-16/19	69
愛知	1,679	-617	-860	-860	-1,720	-7/17	-20/19	87
三重	1,204	-216	-301	-301	-602	-3/19	-10/19	62
滋賀	863	-136	-190	-190	-379	-3/20	-9/20	44
京都	2,135	-290	-403	-403	-806	-7/55	-21/55	39
大阪	3,745	-585	-815	-815	-1,631	-13/85	-37/85	44
兵庫	4,048	-373	-520	-520	-1,040	-4/48	-12/48	85
奈良	1,188	-154	-215	-215	-429	-3/26	-9/26	46
和歌山	1,122	-113	-157	-157	-315	-2/23	-6/23	49
鳥取	831	-54	-75	-75	-151	-2/24	-4/24	35
島根	1,343	-106	-148	-148	-295	-2/27	-6/27	50
岡山	1,889	-282	-393	-393	-786	-4/26	-11/26	73
広島	2,295	-350	-488	-488	-976	-6/38	-16/38	61
山口	1,339	-149	-206	-206	-413	-3/27	-8/27	49
徳島	879	-73	-100	-100	-201	-2/19	-4/19	47
香川	808	-90	-125	-125	-251	-2/22	-7/22	37
愛媛	1,575	-146	-203	-203	-407	-3/31	-8/31	51
高知	1,288	-70	-98	-98	-195	-1/25	-4/25	51
福岡	4,106	-509	-711	-711	-1,422	-5/43	-15/43	96
佐賀	929	-98	-137	-137	-273	-2/19	-6/19	49
長崎	2,037	-153	-213	-213	-426	-2/33	-7/33	62
熊本	2,257	-220	-307	-307	-613	-3/26	-7/26	87
大分	1,334	-150	-209	-209	-418	-3/23	-7/23	58
宮崎	1,403	-142	-198	-198	-396	-3/32	-9/32	44
鹿児島	2,537	-235	-328	-328	-655	-3/29	-7/29	88
沖縄	1,330	-96	-134	-134	-268	-2/26	-5/26	52
合計	88,517	-12,574	-17,529	-17,529	-35,058	-4/29	-12/29	3007

(注)臨財債は不交付団体に係るものも計上している。

普通交付税額＋臨財債の対前年度減少額

<道府県分>＋<市町村分>

(単位:億円)

	(参考) 16年度		平成17年度	平成18年度	削減額
	交付税＋臨財	増減額	増減額	増減額	
北海道	16,208	-1,744	-2,432	-2,432	-4,864
青森	4,533	-422	-588	-588	-1,176
岩手	4,673	-496	-693	-693	-1,385
宮城	4,247	-581	-810	-810	-1,620
秋田	4,204	-478	-666	-666	-1,332
山形	3,714	-405	-563	-563	-1,126
福島	4,776	-590	-824	-824	-1,647
茨城	3,998	-858	-1,196	-1,196	-2,392
栃木	2,762	-475	-662	-662	-1,324
群馬	3,168	-433	-603	-603	-1,207
埼玉	5,453	-1,179	-1,643	-1,643	-3,286
千葉	4,845	-873	-1,218	-1,218	-2,436
東京	4,419	-1,648	-2,297	-2,297	-4,594
神奈川	4,354	-1,150	-1,603	-1,603	-3,206
新潟	5,876	-640	-892	-892	-1,784
富山	2,591	-382	-534	-534	-1,068
石川	2,824	-313	-438	-438	-875
福井	2,220	-285	-396	-396	-792
山梨	2,466	-304	-424	-424	-847
長野	5,318	-515	-718	-718	-1,436
岐阜	3,875	-508	-708	-708	-1,416
静岡	3,427	-879	-1,224	-1,224	-2,447
愛知	3,264	-1,272	-1,773	-1,773	-3,546
三重	3,061	-572	-797	-797	-1,594
滋賀	2,383	-418	-583	-583	-1,165
京都	4,330	-584	-813	-813	-1,625
大阪	7,586	-1,254	-1,748	-1,748	-3,496
兵庫	8,616	-779	-1,086	-1,086	-2,171
奈良	2,922	-423	-591	-591	-1,182
和歌山	3,023	-363	-505	-505	-1,009
鳥取	2,373	-214	-298	-298	-597
島根	3,444	-323	-450	-450	-900
岡山	4,026	-640	-892	-892	-1,784
広島	4,813	-734	-1,024	-1,024	-2,049
山口	3,511	-377	-524	-524	-1,048
徳島	2,530	-250	-347	-347	-694
香川	2,236	-281	-392	-392	-783
愛媛	3,655	-404	-563	-563	-1,126
高知	3,262	-298	-415	-415	-831
福岡	7,601	-831	-1,160	-1,160	-2,319
佐賀	2,561	-300	-420	-420	-839
長崎	4,634	-366	-510	-510	-1,020
熊本	4,798	-522	-728	-728	-1,455
大分	3,460	-398	-555	-555	-1,109
宮崎	3,578	-372	-518	-518	-1,037
鹿児島	5,597	-537	-748	-748	-1,497
沖縄	3,424	-314	-438	-438	-875
合計	200,639	-27,984	-39,007	-39,007	-78,014

(注)臨財債は不交付団体に係るものも計上している。

谷垣財務大臣主張の地方交付税削減案による地方自治体への影響

◎シミュレーションの方法

- 1 各地方自治体に対して、平成16年度に行われた地方交付税（臨時財政対策債を含む）の削減（2.9兆円）と同様の影響が、各団体に及ぶものと仮定

$$\text{※ } \frac{7.8 \text{兆円}}{2.9 \text{兆円}} = 2.7 \text{倍}$$

- 2 したがって、各都道府県ごとの影響額は、次により試算

$$\cdot \text{各都道府県の平成16年度地方交付税削減額} \times \frac{7.8 \text{兆円}}{2.9 \text{兆円}}$$

同様に市町村分は、各都道府県内市町村分（合計）について、次により試算

$$\cdot \text{各都道府県内市町村の平成16年度地方交付税削減額} \times \frac{7.8 \text{兆円}}{2.9 \text{兆円}}$$

※都道府県分、市町村分ともに、新たに不交付団体となる団体によって削減が吸収されなくなる分を考慮していない。

※市町村分の「1団体当たり」は、単純に市町村数で除したもの

- 3 削減額7.8兆円は、平成17年度と18年度の2カ年、同額が影響するとして試算（平成17年度削減3.9兆円、18年度削減3.9兆円）

国直轄事業負担金

(平成14年度普通会計決算)

1 国直轄事業負担金

(単位:百万円)

区 分	平成14年度決算額		
	都道府県	市町村	計
農林水産業費	247,539	24,054	271,593
土木費	1,076,857	114,815	1,191,672
道路橋りょう	670,769	67,176	737,945
河川海岸	339,625	118	339,743
港 湾	50,501	45,729	96,230
都市計画	11,261	689	11,950
空 港	4,701	1,103	5,804
小 計	1,324,396	138,869	1,463,265
災害復旧費	13,722	-	13,722
合 計	1,338,118	138,869	1,476,987

※ 国直轄事業負担金(都道府県分)決算額には、下記の維持管理費を含む。

2 維持管理費

(単位:百万円)

区 分	14年度決算額
農業農村整備	1,059
道路橋りょう	126,153
河川海岸	71,069
都市公園	2,603
災害復旧	605
計	201,489

※ 維持管理費は、都道府県負担分を記載

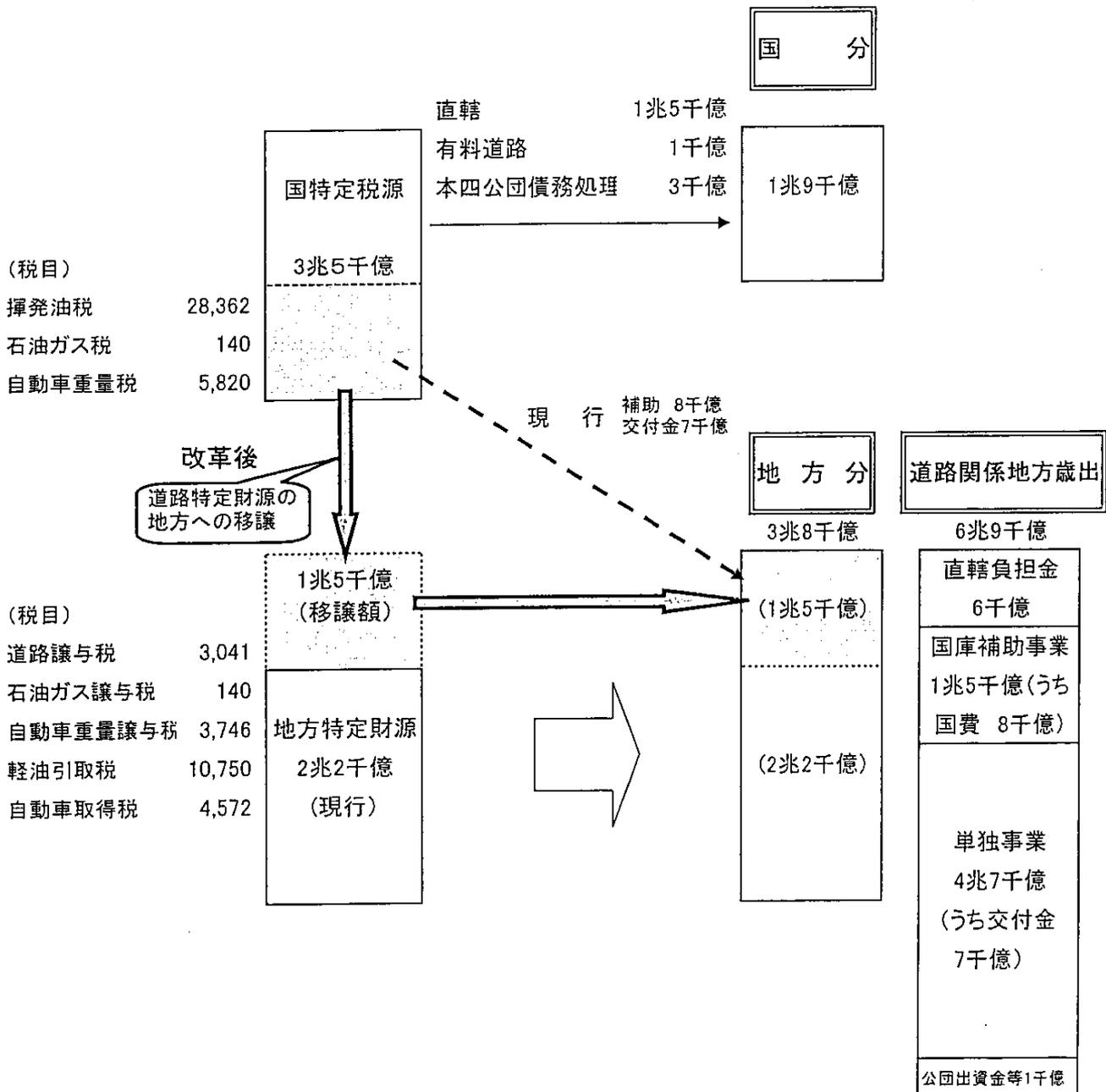
道路特定財源の国・地方間の配分見直しの検討

道路特定財源については、国と地方への補助金・交付金として配分すべきではなく、国に大きく偏っている配分比率自体を見直し、地方が自らの権限と財源で自主的・主体的に道路整備を行うことができるようにすべき。

また、道路特定財源の在り方については、地方における道路関係歳出に占める道路特定財源の比率が39.6%に止まるという現状を踏まえて議論がなされるべき。

(H16予算ベース)

(単位:億円)

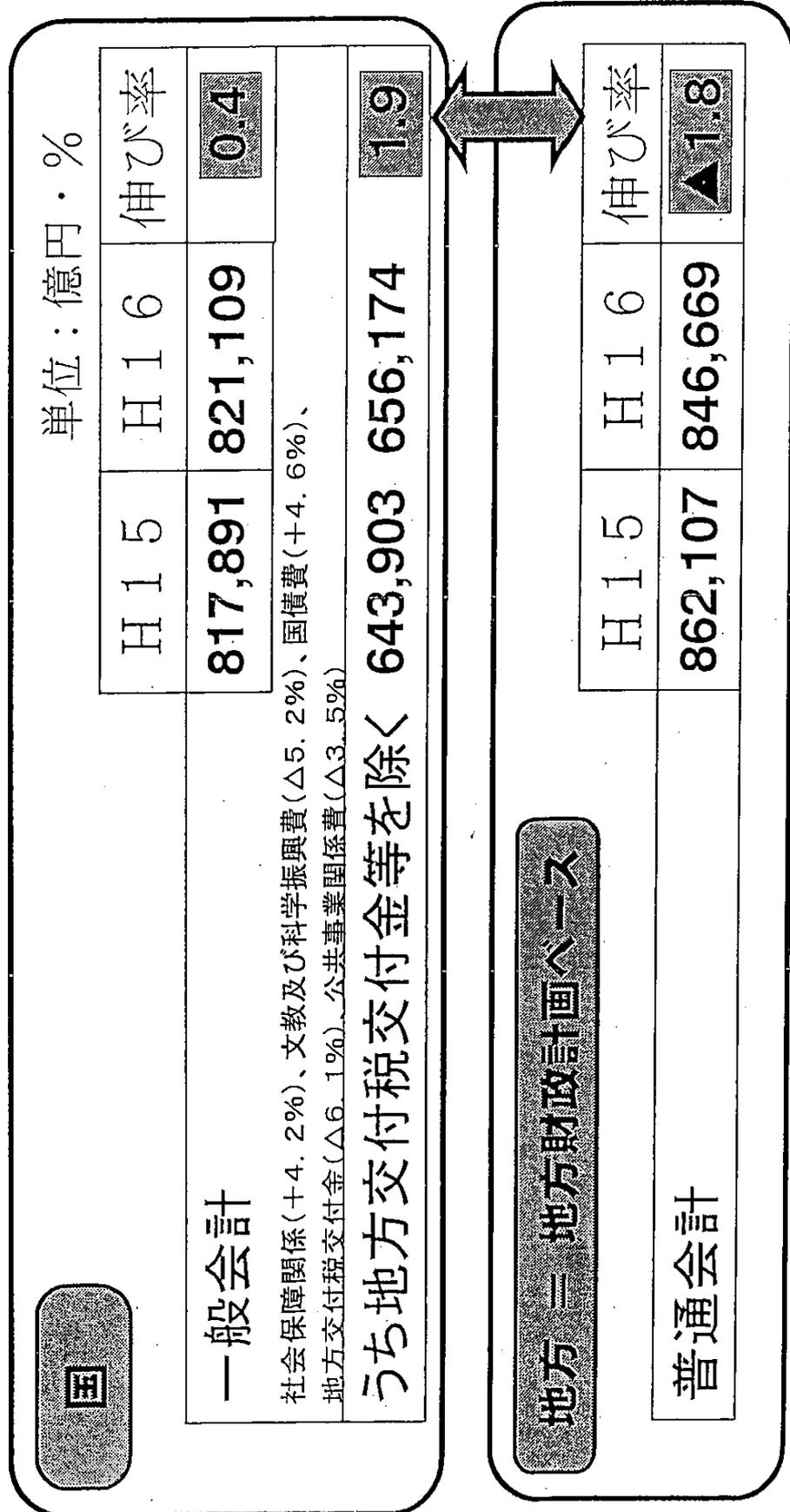


* 特財比率は、以下のように算出。

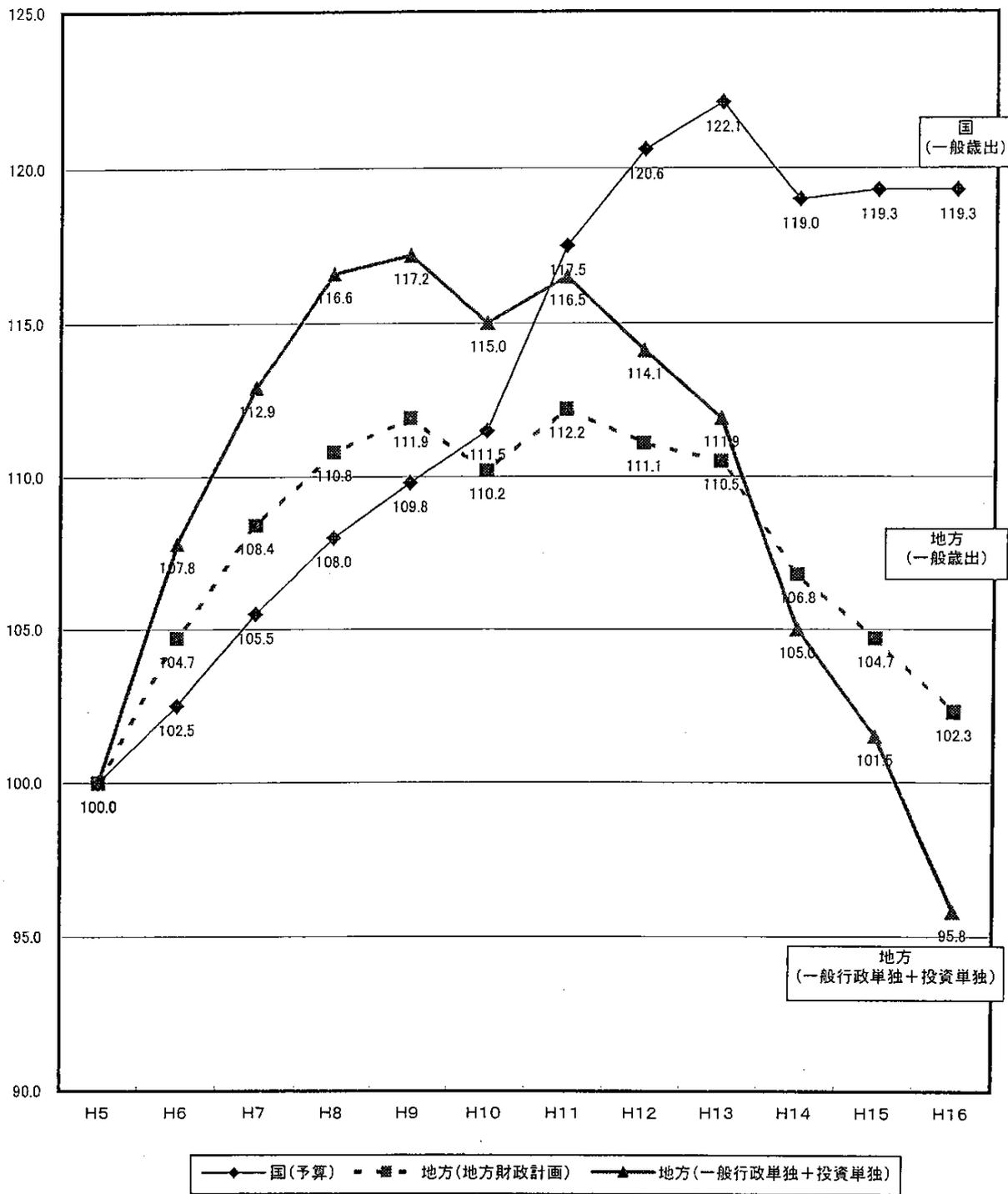
$$\text{特財比率} = \frac{\text{地方特定財源 (2兆2千億)} - \text{徴税費 (1千億)}}{\text{道路関係地方歳出 (6兆9千億)} - \text{国庫補助金 (8千億)} - \text{交付金 (7千億)}} = 39.6\%$$

国と地方の歳出の伸びの比較

(平成15年度～16年度)



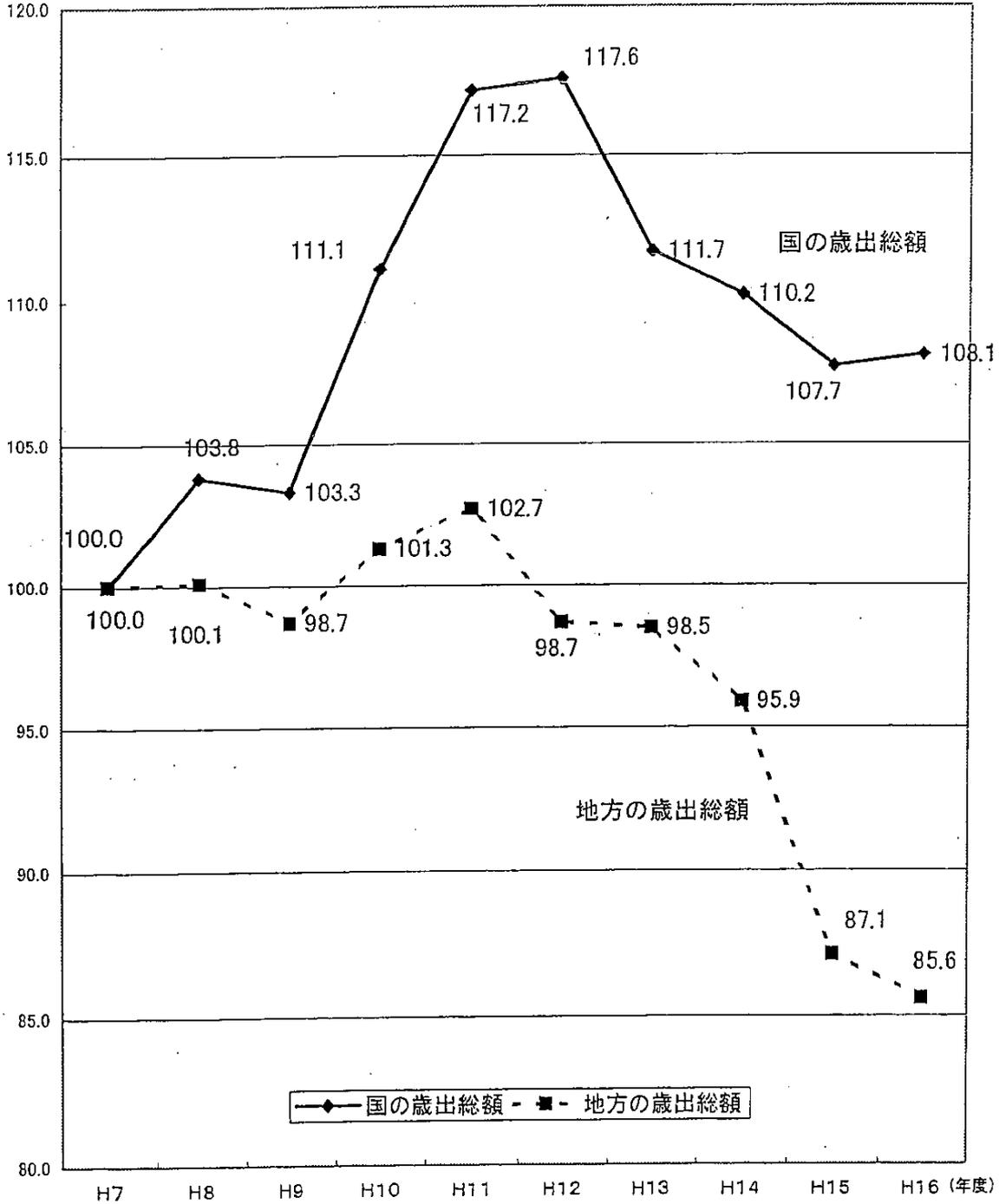
国と地方の一般歳出の伸び(平成5年度=100)



○国庫補助負担率が現行水準で恒久化された平成5年度を起点として作成

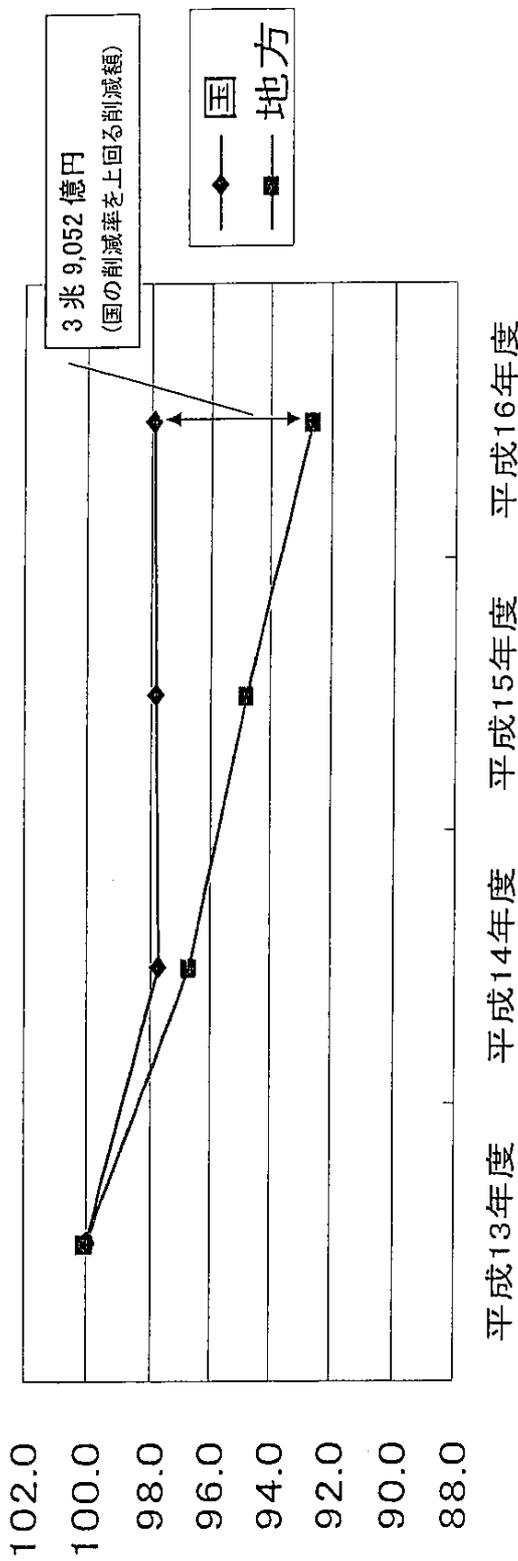
過去10年の国と地方の歳出総額の推移(H7=100)

(指数)



(注) 平成14年度までは決算額、15年度及び16年度は、国は当初予算、地方は地方財政計画である。

最近における国と地方の予算(一般歳出)推移 (平成13年度を100とした場合の比率)



	国			地方			削減効果額 (D) = (B) - (C)
	一般歳出額 (億円)	平成13年度を100 とした場合の比率 (A)	平成13年度との差 (ポイント)	一般歳出額 (億円) (B)	平成13年度を100 とした場合の比率	平成13年度との差 (ポイント)	
平成13年度	486,589	100.0	-	735,548	100.0	-	-
平成14年度	475,472	97.7	2.3	711,319	96.7	3.3	-7,311
平成15年度	475,922	97.8	2.2	697,201	94.8	5.2	-22,165
平成16年度	476,320	97.9	2.1	681,049	92.6	7.4	-39,052

- ※ 1. 上記数値は、いずれも当初予算ベース。
 2. 国の一般歳出は国債費、地方交付税等を除いたものであり、地方の一般歳出は公債費、企業債償還費普通会計負担分、地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費を除くものである。
 3. 削減効果額(D)とは、平成13年度の地方一般歳出額が基本額として、国の削減率(A)と係数として試算した一般歳出額(C)と実際の一般歳出額(B)との差額である。

国家公務員数と地方公務員数の推移

年	国家公務員	地方公務員(一般行政)
平成6年	859,212	1,174,514
平成7年	857,204	1,174,838
平成8年	855,096	1,174,547
平成9年	852,877	1,171,694
平成10年	849,212	1,165,968
平成11年	845,648	1,161,430
平成12年	840,903	1,151,533
平成13年	834,938	1,113,587
平成14年	807,954	1,100,039
平成15年	804,887	1,085,585
H6～15の減少数(人)	△ 54,325	△ 88,929
H6～15の減少率(%)	△ 6.3	△ 7.6

※ 国家公務員数は、特定独立行政法人移行分に伴う減 (H14～)を除いている。